

渋沢栄一翁関連施策推進のための庁内連携プロジェクト会議設置要綱

(設 置)

第1条 渋沢栄一翁がNHK大河ドラマ「青天を衝け」の主人公や新一万円札の肖像に決定したことを契機に、渋沢栄一翁の功績や県内のゆかりの地にまつわる歴史や文化を全国へ広く情報発信する。これらを通して、地域の魅力を高めるとともに、賑わいの創出を図り、地域経済の活性化に繋げていくため、渋沢栄一翁関連施策推進のための庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項についての検討を行う。

- (1) 渋沢栄一翁関連施策の情報共有に関する事項
- (2) 渋沢栄一翁関連施策と連動した地域経済の活性化に関する事項
- (3) 渋沢栄一翁に関連したイベントや広報、PR等の実施に関する事項
- (4) 埼玉三偉人（塙保己一、渋沢栄一、荻野吟子）をテーマとした広報やPR活動に関する事項
- (5) 関係団体との調整に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この連絡会議の目的達成に必要な事項

(組 織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる職にあるものを持って組織する。

- 2 連絡会議に会長を置く。
- 3 会長は、産業労働部雇用労働局長にある者をもって充てる。
- 4 会長は、連絡会議を統括する。
- 5 会長は、必要があるときは構成員以外の者に対し、会議に出席を求めることができる。

(会 議)

第4条 連絡会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長に事故があるときは、観光課長がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、産業労働部観光課とする。

(要綱に定めのない事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 2月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月28日から施行する。

別表（第3条関係）

雇用労働局長、地域政策課長、北部地域振興センター副所長兼地域調整幹、 県民広聴課長、共助社会づくり課長、文化振興課長、男女共同参画課長、 障害者福祉推進課長、産業労働政策課長、商業・サービス産業支援課長、 産業支援課長、観光課長、農業ビジネス支援課長、教育局義務教育指導課長、 文化資源課長
